

自然保全×登山客見守りアプリ構築委託業務及び都市OSとの接続委託業務募集要項

1 公募に関する事項

(1) 業務名

①自然保全×登山客見守りアプリ構築業務

②都市OSとの接続業務

①及び②については、システム上一体的に構築することによって、より効率と利便性の高い成果品を作成することが期待できることから、両事業を併せて委託することとします。

(2) 業務の目的

本業務は、一般社団法人ちの観光まちづくり推進機構は、茅野市が有するオープンデータを既存登山アプリの機能と融合させることで、八ヶ岳に訪れる初級者から上級者までの幅広い登山客へ、安全な登山を行うために有益な情報を提供、また、登山客のコミュニティから得られる登山道の状況や自然環境保護等に役立つ情報を収集するためのアプリを構築し、実装することを目指します。なお、既存登山アプリ及び今回追加する機能の所有権は、既存登山アプリ所有者の帰属とし、追加された機能から必要となるデータの提供は一般社団法人ちの観光まちづくり推進機構が指定する者へ提供するものとします。

この要綱は、本業務を円滑かつ効果的に実施するため、専門的知見を有するものに請け負わせることに関して、必要な事項を定めたものです。

(3) 募集の詳細

別添「自然保全×登山客見守りアプリ構築委託業務及び都市OSとの接続委託業務仕様書」による。

なお、本業務は、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用した事業であり、当該交付金申請に係る実施計画の趣旨に則した事業内容である必要があることから、参加表明者に対しては参考資料として実施計画概要書を提供します。

(4) 発注者

一般社団法人 ちの観光まちづくり推進機構 理事長 山本活夫

(5) 業務期間

契約日から令和5年2月28日まで

2 契約予定額

①自然保全×登山客見守りアプリ構築	10,000,000円以内 (消費税及び地方消費税を含む)
②都市OSとの接続業務	2,500,000円以内 (消費税及び地方消費税を含む)

3 参加資格に関する事項

企画提案公募に参加できるものは、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）であり、以下に掲げる条件を全て満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は長野県財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 茅野市の入札参加停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 茅野市暴力団排除条例（平成 24 年 12 月 27 日条例第 20 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。

4 参加表明書に関する事項

(1) 提出書類

参加表明書（様式第 1 号）による。

(2) 提出部数

1 部

(3) 提出期限

令和 4 年 9 月 20 日（火） 午後 5 時まで（必着）

(4) 提出先

〒391-0001

茅野市ちの 3 5 0 6 モンエイトビル 2 F

一般社団法人ちの観光まちづくり推進機構 事務局

事務局長：岩島 善俊 担当：

電話：0266-78-7631 FAX. 0266-78-7310

(5) 提出方法

ア 郵送又は持参

イ 郵送で提出した場合は、到着したことを電話により、(4) の担当者に確認してください、

5 質問に関する事項

(1) 提出書類

質問書（様式第 2 号）による。

(2) 期間

令和 4 年 9 月 22 日（木）午後 3 時まで（必着）

（土曜日、日曜日及び祝日は除く。時間は午前 9 時から午後 5 時まで。）

(3) 提出先

第4項(4)に同じ

(4) 提出方法

FAX又は電子メールによる。質問と回答は参加表明書の提出者全員に対し、電子メール又はFAXで回答します。

6 企画提案書に関する事項

(1) 提出書類

ア 企画提案書(様式第3号)

連絡先(所在地、担当者氏名、担当部署、電話・FAX番号、電子メールアドレス)を必ず記載してください。

イ 提案書(A4判任意様式 A3判の折畳み可)

第1項(1)①及び②を提案内容にどのように反映させたのかが分かるように記載してください。

ウ 提案者の概要が分かる資料(会社パンフレット等)

エ 経費見積書(様式第4号)

オ 業務体制(様式任意)

業務に携わる者の氏名、資格、体制、経験等を記載してください。

カ 実施計画(スケジュール)(様式任意)

キ 既存登山アプリ機能の紹介(パンフレット等)

(2) 提出部数

8部(正本1部・副本7部)

(3) 提出期限

令和4年9月29日(木)午後5時まで(必着)

(4) 提出先

第4項(4)に同じ

(5) 提出方法

第4項(5)に同じ

7 評価に関する事項

選考委員会が、参加表明者の提案の中から総合的に最も優れた提案を行った者の選定を行います。仕様書に示す内容が、企画提案書(以下「提案書」という。)にどのように反映されているかを、選考委員会において、「自然保全×登山客見守りアプリ構築委託業務及び都市OSとの接続業務委託契約候補者選考要領」記載の観点から審査します。

8 選考委員会に関する事項

(1) 対象

提案書を提出した者

(2) 日時

令和4年10月5日(水)午後2時(予定)

(3) 選考方法

第6項の提案書をもとに選考委員会による書類審査を行います。

(4) 結果

ア 選考委員会による契約候補者の選定後、速やかに提案書を提出した参加者に審査結果を文書で通知します。なお、電話による問い合わせは応じません。

イ 審査結果は、契約締結後に公表します。提案者名は契約者のみ公表します。

(5) その他

提案の内容等について委員から提案者に対し質問を行う場合があります。選考委員会開催時間中は、委員の質問に対応できる体制を整えてください。

9 契約候補者に関する事項

(1) 一般社団法人 ちの観光まちづくり推進機構と契約候補者は、提案書の内容を具体的に協議した上で契約を決定するため、事業の条件及び仕様書等について修正を行うことがあります。

(2) 協議が整わない場合は、審査結果において総合評価が次点の提案者と協議します。

10 契約候補者以外の者に関する事項

(1) 契約候補者以外の提案者は、審査結果通知日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日、及び祝日を含めない。)以内に、書面(様式任意)により、審査結果の開示を請求することができます。

(2) 開示を請求したときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日、及び祝日を含めない。)以内に、契約候補者及び請求者の総合得点のみを開示します。

(3) 提出先

第4項(4)に同じ

(4) 提出方法

第4項(5)に同じ

11 参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効になることがあります。

ア 提出後期限を過ぎて書類が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本掲示内容に違反すると認められる場合

(2) 著作権や特許権等の取扱い

著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物や特許権、
実用新案権、意匠権、商標権、その他法令に基づき保護される第三社の権利の対象となっ
ている履行方法を使用するときは、提案者がその使用に関する責任を負うものとします。

(3) 提出書類

ア 提出後の変更、差し替え又は再提出は認めません。

イ 補足資料がある場合には、選考委員会までに提出してください。

ウ 提出された書類は返却しません。

(4) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。

(5) 費用負担

参加に要する費用は、参加者の負担とします。

(6) その他

提案者は、参加表明書の提出をもって、本掲示の記載内容に同意したものとします。

(7) 問い合わせ先

第 4 項（4）に同じ

(8) 様式等の入手方法

茅野観光ナビサイトからのダウンロード (<http://navi.chinotabi.jp>)